

議案第11号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金
条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例を次の
とおり制定する。

平成25年11月7日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療給付等に係る財源の年度間の調整を行うとともに、財政の適正かつ健全な運営に資するため、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、次に掲げる収入をもって充てるものとする。

- (1) 法第104条第1項の規定により市町が徴収する保険料
- (2) 法第95条第1項の規定による調整交付金
- (3) その他広域連合長が必要と認める収入

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、後期高齢者医療給付等の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。